

ガイアナの入国規制措置（6月18日更新）

ガイアナ政府は、新型コロナウイルス対策として、6月18日より入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、渡航前の新型コロナウイルス陰性結果の取得が必要なくなる等の変更がなされております。

- 1 ガイアナへの渡航前に新型コロナウイルスワクチン完全接種証明書を取得している必要がある。
- 2 新型コロナウイルスに感染の疑いがある渡航者は、港湾保健当局による審査が行われ、検査が必要な際には、自費により空港の検査施設で実施される。
- 3 12歳以上の全ての渡航者は、到着前に新型コロナワクチンを完全接種している必要があり、認定医療機関で発行された、氏名、ワクチン名、接種日、ロット番号が記載された予防接種カードを提示する必要がある。

ワクチン完全接種とは、以下の認可済み2回接種ワクチンまたは1回接種ワクチン、あるいは少なくとも17日間隔で接種される認可ワクチンの任意の組み合わせの最終接種から2週間経過していることが条件となる。

※主な認可ワクチン：アストラゼネカ、スプートニクV、シノファーム、シノバック、ファイザー、モデルナ、ジョンソン&ジョンソン、コバクシン、ソベラナ1及び2、ソベラナプラス、アブダラ、カンシノ、ノババックス

ワクチン接種の免除は、医療上の理由でワクチン接種を受けないことを勧められている渡航者には、免許を持った医師からの免除文書の提示により適用され、また、現在進行中科学的研究の参加者で、その研究への参加期間中、ワクチン未接種であることが必要とされている渡航者には、研究実施機関からの免除文書を提示することにより適用される。

- 4 いずれの場合も、到着時に検査を行う場合は、以下が適用される。
 - (1) 全ての者は、港湾保健局が確認できる有効な現地の電話番号を伝える必要があり、検査結果を受け取るまで検疫を受けなければならない。
 - (2) 検査結果が陽性の者は、保健省の隔離措置に従う必要がある。
 - (3) 保健省は、提示された書類や、指定されたリスクカテゴリーに関連するその他の要件、義務、条件にかかわらず、いかなる者に対しても検査を要求する権利を有する。

参考：ガイアナ保健省ホームページ

<https://www.health.gov.gy/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ： <http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail： ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。